

2024年
12月1日
第490号



JR東海労



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

JR東海労働組合

発行人 淵上 利和
編集人 高山 浩

http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/

社員の苦労に何ら応えていない！ 2024年度年末手当、対立を確認し妥結通告



第41回定期大会より

JR東海労は11月19日、2024年度年末手当について会社に大いに不満を表明しつつ、妥結を通告しました。会社は11月12日、第3回団体交渉で年末手当の回答を求めました。

要求を大きく下回る回答には、多くの社員から不満が出されました。本部は回答の撤回を求めて最後まで粘り強く交渉を重ねてきましたが、JR東海ユニオンの低額要求即日先行妥結という否定的な状況の中で、これ以上の前進は困難と判断しました。

本部は10月2日、「2024年度年末手当に関する申し入れ」(申第8号)として、3.5ヶ月分支給、また東海道新幹線開業60周年記念金1人10万円支給、更に専任社員にプラス5万円支給、不当なボーナスカットをやめること等を会社に申し入れました。これに基づき以下の通り、団体交渉を10月29日と11月5日、そして再申し入れ

に対しては11月18日に開催しました。

第2回団交

組合は「今年度の第2四半期は、昨年度同期比を大きく上回る増収減益を計上した。これは、社員が安全・安定輸送を担ったからである。しかし会社は、第1回団体交渉で、『令和6年年末手当交渉 第1回発言要旨』に見られるように、内閣府の月例経済報告を引用し、世界経済の不透明さを強調した。その影響が具体的にどうJR東海に及ぶのか、ハッキリしていない。これは、回答を低額に抑えるための口実だ。物価は上昇し続け、家計を圧迫している。極僅かなベアでは、実質所得は低下している。無駄なリニアに投資するのだから、財政的にも充分すぎるほど余裕はある。苦労した社員に報いるために、要求通り満額回答せよ」と、迫りました。

会社は「社員の苦労は承知している。国内外の経済は依然不透明で、当社を取り巻く情勢は厳しい。増収減益だからといっても、他社とのバランスがある」と否定的な発言を繰り返し、対立しました。

第3回団交

今団体交渉で、会社から①支給月数は3.0箇月とする。②支給日は、

12月10日以降準備でき次第とする。③支給額は35歳ポイントで1,030,500円(基礎額は343,500円)の回答が示され、「年末手当の回答にあたって」の見解が示されました。組合は、余りにも低額回答で、社員の苦労に何ら応えていないとして、その席上で『申第10号』として再申し入れを行いました。

再申し入れ団交

組合は「多くの利益を上げていくにもかかわらず、還元していない。そもそも安定的支給ベースなるものは、低額に抑えるための口実だ。会社はビジネス客がコロナ禍前に戻っていないことを理由としているが、それ以上にインバウンドで収益を上げている。社員は、休日出勤を強要され、年休も取れない中で、歯を

食い縛っている。会社は先行き不透明のことも言っているが、年末手当は中間決算で判断すべきだ。リニアのために低額に抑えていることは許されない。要求通りの回答をせよ」と迫りました。

会社は「前回の団体交渉で示した回答は、十分社員の苦労に込めるものだ。当社を取り巻く状況は厳しい。リニアは大動脈輸送を二重化するための当社の使命である。ビジネス客がコロナ禍前に戻っていないことは、先行き不透明である。回答を変える考えはない」と、対立して終了しました。

組合は、対立を確認し持ち帰り検討とし、持ち回り中央執行委員会ですれ以上、前進は困難と判断し、今年年末手当交渉を集約することとしました。

第42回臨時大会！

12月11日(水) 13時～
大阪会議室 梅田北新地店 RoomA

JR総連からの組織破壊攻撃、
脱落者らを断固許さず闘おう！
JR東海労の組織展望は私たちの
手でつくろう！

注意 JR総連は、12月12日に第42回臨時大会を開催し、JR東海労の除名と、JR東海で新たに結成される組合の加盟を決定すると、の情報を得た。新組合は、JR東海労の脱落者で構成される。これは、JR総連が音頭を取ってJR東海労からの脱退策動を展開してきたということである。この間のJR総連の機関開催等で、「心あるJR東海労組合員と堅く連帯する」ことが確認されてきた。新組合結成はJR総連加盟のシナリオが具現化する▼除名される前は、JR東海労は一応JR総連の加盟単組だ。産別が加盟単組を破壊する行為は、労働運動史上聞いたことがない▼JR東海労は、2018春闘で大量脱退を出した。当時、春闘を指導していたのは、JR総連山口委員長であり、柳副委員長である。彼らは反省するどころか、意見を言う役員や活動家たちを次々と排除していった。そして、今度はJR東海労の番なのか▼JR各社は、経営状況や労使関係など様々だ。産別は、単組の実情を踏まえ、それに合った運動を進めなければならぬ。気に入らないことはやらせない、やめなければ排除だ、こんなことをしていれば、いざ誰からも相手にされなくなるだろう。

団交拒否は不当労働行為！ 診断書行政訴訟勝利判決

不当労働行為救済命令
申し立て棄却命令取り消し請求事件(診断書強要行政訴訟)の判決が11月28日、東京地裁で勝利判決が言い渡されました。

この事件は、年休にもかかわらず、会社が診断書の提出を強要し、その解決を図るために申し入れた団体交渉の開催を拒否したことを発端にしたものです。

労働者の人権を 無視した裁判所

淵上裁判不当判決

東京高裁は11月21日、淵上和さん(中央執行委員長)が本来の職場である東京第二運輸所に復帰を求めた地位確認請求裁判控訴審(通称「淵上裁判控訴審」)で、不当判決を言い渡しました。

9月、本人の同意なしに警備会社のスリーエスに強制出向されましたが、出向は無効であると提訴した結果、スリーエスの出向は取りやめとなりました。しかし、出向解除後会社は、元職場に戻さ

ず。会社は「年休は欠勤の一部である。就業規則で定めている」と、恣意的解釈を主張してきました。就業規則では、勤務発表後に休む場合、欠勤とされています。従って、勤務表に指定された年休は欠勤ではないことは明らかです。

地裁は「労組法7条2号は、労働者の団体交渉権(憲法28条)を實質的に保障しようとするものと解される。義務的団交事項については、労働協約において団交事項から除外することは許されない」と判断しました。

裁判所は、このことに全く触れず、「新横浜駅で業務に従事しているから問題はない」、つまり「労働者は企業と雇用契約を結んだら労働義務は

第二の東京外環道陥没事故の恐れ 原因・対策を求め申し入れ

マスコミは10月22日、リニア中央新幹線第一首都圏トンネルの掘削場所に近い町田市小野路町の民家の庭で、湧水と気泡が湧き出していたことを報告しました。また、首都圏トンネル掘削工事直上の道路亀裂も多数発生しています。地下40m以深の大深度地下を掘るリニア中央新幹線のシールドマシン掘削工事による可能性が高いとして、JR東海は調査掘削工事を中断

したと報じました。今回の事象は、東京外郭環状道路の調布市陥没事故を想起させるものであることから、本部は11月12日、「町田市小野路町における湧水と気泡噴

出と工事直上の道路亀裂に関する申し入れ」(申第11号)を提出し、団体交渉の開催を要求しました。申し入れ内容は、以下の通りです。

③ 今回の事象の対策を明らかにすること。
④ 不安を抱く当該者及び地域住民に対して、どのように対応したのか明らかにすること。
⑤ 今回の事象の原因と万全な対策が確立するまで調査掘削工事及びシールドマシンによる掘削工事は行わないこと。

袴田さん無罪確定！ 支援団体の集會に参加



袴田巖さんの無罪が確定したことを受け、浜松市で11月21日支援団体による報告集會が開催されました。JR東海労は賛団体として参加しました。集會には40人以上が集まり、JR東海労からは組合員・OB11名が参加しました。

映画を制作した映画監督・笠井千晶さんが講演し、袴田さんが釈放された際のエピソードや、袴田さんと姉のひで子さんへの思いを語りました。支援団体およびJR東海労は、冤罪「天童林業高校事件」の無罪を勝ち取る取り組みや、「再審法」改正の取り組みを引き続き行っていきます。集會の様子は、NHKがテレビニュースで放映しました。

新幹線地本が出向先会社に申し入れ 職場改善勝ち取る！

10月以降、組合員の出向先である(株)メンテックカンザイ(警備会社)の仮眠用休憩室が、3部屋から1部屋に集約されました。その結果、①「警備報告書」など保存書類も仮眠用休憩室に保管せざるを得なくなり、休憩スペースが確保できなくな

った。挙げ句、ダニが発生し休憩スペースとして使用できなくなりました。②1部屋に集約されたことにより、複数勤務する警備員全員の仮眠用スペースが確保できなくなりました。③この問題が発生した。新幹線地本は、組合員

からこのような問題の改善要求が寄せられ、即座に関係者で協議し、出向先会社に団体交渉の開催を申し入れました。その結果、団体交渉開始前に、①ダニの燻煙駆除を実施した。②保管書類の整理、移動を行った。③休憩用宿舎と警備室内に二段ベッドを設置する、という回答を得ました。

弁護団の伊豆田悦義弁護士は「袴田さんの無実を信じて弁護を続けてきたが、結果として無罪確定まで58年もかかった。誰もがえん罪で死刑になる可能性があることを教えてくれた事件だと思ふ」と述べました。その上で、「袴田さんのケースを教訓に再審に関する法律の改正について考えるきっかけにしたい」と述べました。また、袴田さんの半生を描いたドキュメンタリ

第27回登山大会

12月11日(水)~12日(木)
※登山は12日です
関西地区で開催します